

2009年5月22日

日 本 銀 行

「通貨および金融の調節として行う与信以外の与信にかかる
担保の取扱い等に関する件」の一部改正等に関する件

日本銀行は、本日、政策委員会・通常会合において、金融市場の情勢に応じて、担保取扱いの適切かつ効率的な運営を確保しつつ、金融機関間の資金決済の円滑の確保を図り、これを通じて金融システムの安定に資する等の観点から、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

記

1. 「通貨および金融の調節として行う与信以外の与信にかかる担保の取扱い等に関する件」（平成12年10月13日決定）を別紙1のとおり一部改正すること。
2. 「日中当座貸越基本要領」（平成12年10月17日決定）を別紙2のとおり一部改正すること。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 坂 本 (03-3277-2800)

浜 野 (03-3277-1634)

「通貨および金融の調節として行う与信以外の与信にかかる担保の取扱い等に関する件」中一部改正

○ 記書き 1. を横線のとおり改める。

1. 通貨および金融の調節として行う与信以外の与信にかかる担保の取扱い等については、「適格担保取扱基本要領」（平成12年10月13日付政委第138号別紙1.）および「「適格担保取扱基本要領」の制定等に関する件」（平成12年10月13日付政委第138号）記書き5. ならびに「適格外国債券担保取扱要領」（平成21年5月22日付政委第63号別紙1.）を準用すること。

（以下略（不変））

（附則）

1. この一部改正は、「適格外国債券担保取扱要領」の実施日から実施する。
2. この一部改正後の記書き 1. により準用する「適格外国債券担保取扱要領」の適用は、同要領の適用の開始とともに開始し、同要領の適用の停止とともに停止する。

「日中当座貸越基本要領」中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 担保

(1) 取引先から、適格担保取扱基本要領および適格外国債券担保取扱要領（「通貨および金融の調節として行う与信以外の与信にかかる担保の取扱い等に関する件」（平成12年10月13日付政委第145号）記書き1.において準用する「適格担保取扱基本要領」および「適格外国債券担保取扱要領」をいう。（2）において同じ。）に定める適格担保を根担保（適格外国債券担保取扱要領に定める適格担保については担保）として差入れさせるものとする。

(2) (1)に定めるほか、担保の取扱いは、適格担保取扱基本要領および適格外国債券担保取扱要領に定めるところによる。

(附則) この一部改正は、「適格外国債券担保取扱要領」の実施日から実施する。